

令和6年12月4日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	7 番	山 田 成 利 君
8 番	広 瀬 隆 博 君	9 番	乾 豊 君
10 番	若 山 隆 史 君	11 番	藤 埴 理 君
12 番	中 村 ひとみ 君	13 番	富 田 栄 次 君

欠席議員（1名）

6 番	鈴 木 準 二 君
-----	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第62号 専決処分の承認について

日程第3 議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正について

議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の

資格基準を定める条例の一部改正について

議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議について

議第67号 町道路線の認定について

議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議第68号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

議第69号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

議第70号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

議第71号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

議第72号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

議第73号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 6 年第 5 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、9 番 乾豊君、11 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 5 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 2 件、教育委員会からの報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第62号 専決処分の承認について

○議長（若山隆史君） 日程第 2、議第62号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第62号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

去る10月 9 日の衆議院解散に伴い、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）を令和 6 年10月 9 日に専決処分をいたしました。

そのため、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第 3 号、令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,460万5,000円を追加し、予算総額を104億5,555万1,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について増額の措置を行いました。

財源につきましては、県支出金の増額措置をした次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 皆様、おはようございます。

議第62号 専決処分の承認につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

本件、専決第3号 専決処分書でございます。

去る10月9日の衆議院解散に伴いまして、10月27日に執行がされました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係ります予算につきまして補正をする必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきまして専決処分により措置をさせていただきました。

ここに報告をし、御承認を求めるものでございます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,460万5,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,555万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、6ページを御覧いただきますようお願いをいたします。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費でございます。

節1報酬では、選挙管理委員、投票、開票に係ります管理者及び立会人に係る報酬といたしまして112万6,000円を、節3職員手当等では、選挙事務に従事をする職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当といたしまして409万円を、節7報償費では、ポスター掲示場の設置などに係る謝礼といたしまして2万円を、節10需用費では、選挙事務に係ります各種経費といたしまして113万7,000円を、節11役務費では、投票所入場券の郵送などに係る通信運搬費、選挙公報の新聞折り込み料、投票用紙計数機等の点検などに係る手数料として276万5,000円を、節12委託料では、ポスター掲示場の設置、撤去、期日前投票所の労働者派遣業務、投票所案内看板などに係る委託料などといたしまして243万2,000円を、使用料及び賃借料では、投票所に設置をするスロープの賃借料といたしまして1万円を、備品購入費では、投票用紙分類機の購入費用といたしまして302万5,000円をそれぞれ増額をお願いをするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付をされる見込みとなっております。

続きまして、5ページでございます。

歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金におきましては、ただいま説明を申し上げましたとおり衆議院議員選挙委託金として、歳入予算額と同額の1,460万5,000円をお願いをするものでございます。

8ページからは給与費明細書を添付をさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第3 議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正について

議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議について

議第67号 町道路線の認定について

議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてから議第67号 町道路線の認定についてまで並びに議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）から議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてから議第67号 町道路線の認定についてまでと議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）及び議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）までを一括にて提案説明をさせていただきます。

議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、公益信託制度の改正による寄附金税額控除に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正につきましては、条例で定める環境美化推進の日を規則委任し、気候及び諸行事等の実情に合わせて実施時期を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものでございます。

議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議につきましては、岐阜市外18市町との証明書の相互発行について、令和7年3月31日をもって終了するため、岐阜市外18市町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止するものでございます。

議第67号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道1路線を認定するものでございます。

議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億6,278万6,000円を追加し、予算総額を106億1,833万7,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、移住定住促進住宅支援補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

民生費では、障害児施設給付費等給付事業に係ります扶助費につきまして、増額措置を行いました。

農林水産業費では、町単土地改良事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

土木費では、道路・舗装・路側改良事業に係ります工事請負費及び公有財産購入費につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

また、消防費では、自主防災組織防災資機材購入費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

教育費では、文化会館において吹奏楽用備品の購入に係ります備品購入費につきまして、増額の措置を行いました。

災害復旧費では、宮代地内農業用施設災害復旧工事及び大石川災害復旧工事に係る工事請負費につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

公債費では、償還元金の増額と償還利子の減額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費につきましては、文化会館吹奏楽用備品購入事業に係ります経費を令和7年度に繰り越すことをお願いいたすものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、梅谷地区工場用地地質調査業務の追加をお願いするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,100万円を追加し、予算総額を28億41万円とするものでございます。

補正いたします主なものは、保険給付費で、介護予防居宅サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、ただいま上程されました議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、演壇にて補足説明させていただきます。

議案書と併せて新旧対照表の1ページを御覧ください。

第34条の7第1項の規定につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、所得税法第78条の規定の見直しにより、当該条文を引用する地方税法第314条の7第1項の規定が改正され、関連する垂井町税賦課徴収条例においても、個人町民税の寄附金税額控除に係る規定のうち、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を特定寄附金として寄附金税額控除の対象とする等の措置を新たに講ずるものでございます。

また、寄附金税額控除の対象となる特定寄附金は、これまで金銭のみでございましたが、新たな公益信託制度の下では、これら金銭に加え、動産や不動産を受託者に託すことができるよ

う範囲が拡充されましたので、同項内の字句の整理を行っております。

続きまして、第56条の規定につきましては、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、私立学校法の改正により引用する条文の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

附則第5条の3の2の規定は、公益法人等に係る町民税の課税の特例として、個人が公益法人等に財産を寄附した場合において、寄附財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由が生じて承認が取り消された場合には、課税する対象を寄附者ではなく、承認を取消しとなる譲渡を行った公益法人を個人とみなし、個人町民税を課することとする規定でございます。

当該条例附則は、今般改正された地方税法等上位法により、既に同一の規定が定められており、今般の地方税法の改正に合わせ、税条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

第1条につきましては、施行期日を令和7年4月1日と定め、ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第5条の3の2を削る改正規定並びに次条の規定は、施行期日を公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日と定めるものでございます。

続く改正附則第2条につきましては、今回の改正に伴います町民税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、毎年8月の第1日曜日に住民の皆様の御協力により、垂井町統一自然環境美化デーとして清掃作業を本条例の規定に基づき実施しておるところでございます。しかしながら、近年の尋常ではない猛暑により熱中症が危惧される中での清掃作業日実施について、見直しを要望するお声や御意見を多くいただいております。実施日につきまして柔軟に対応し、今後も美化活動を継続して実施できるよう改正を行うものでございます。

それでは、議案書と併せて新旧対照表の4ページを御覧ください。

第12条中「毎年5月30日をごみゼロの日、8月の第1日曜日を垂井町統一自然環境美化デーと定め」を「規則で定めるところにより環境美化推進の日を設け」に改め、実施日を規則へ委任するものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

現在、居住地以外の市町において、住民票の写しや税証明書等の各種証明書の交付につきまして、平成12年7月1日から岐阜市をはじめとした県内19の市町と証明書の交付等に係る事務について事務委託の規約及び協議書を締結し、広域行政発行サービスを実施しておるところでございます。

岐阜市を事務局とした22市町で構成いたします相互発行連絡会議におきまして、相互発行事務の今後の在り方について検討、協議を繰り返してまいりました。マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの各種証明書発行や戸籍証明書の広域化により、全国において交付が可能となり、広域行政発行実績も減少してきていることから、相互発行事務の委託の廃止の合意に至ったところでございます。

事務委託に関する規約の廃止につきまして、地方自治法第252条の14の規定により、御審議いただくものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

1. 委託を廃止する市町でございます。

岐阜市以下、お示ししております19市町でございます。

続きまして、2. 規約でございます。

岐阜市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約等を廃止する規約として、(1)から(19)までお示ししております。各市町との規約につきまして、それぞれ廃止をするものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課に係ります議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず、当条例を改正するに至った経緯でございます。

水道事業につきましては、水道法第12条第1項に水道事業者は、布設工事監督者としての職員を指名しなければならない。また、同じく第19条第1項では、水道技術管理者を1人置かななければならないと規定しております。ともに、当該資格者につきまして、政令で定める資格を参酌して、条例で定める資格を有する者でなければならないとなっております。

しかし、全国的な人口減少や団塊世代の大量退職により、小規模な水道事業者における水道整備管理行政に携わる職員が減少していることにより、布設工事監督者と水道技術管理者の確

保が困難となっています。そのため、国の水道の諸課題に係る有識者検討会による議論を踏まえ、令和6年3月29日に学歴及び学科要件における土木工学科と土木科以外の課程の追加や、小規模事業者については、1つの課で水源から給水までを担当することが多く、短いサイクルで水道事業全般に関する経験を積むことができることから、水道に関する技術上の実務経験年数の基準を緩和する水道法施行令の改正等を内容とする生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、令和7年4月1日からそれぞれの資格要件が見直されることとなりましたので、本町の条例におきましても、国と同様の改正を行うものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書並びに新旧対照表5ページを御覧ください。

第3条では、布設工事監督者の資格要件を定めております。

布設工事監督者とは、取水場や浄水場などの新設、増設、大規模改修などの施工に関する監督業を行う者をいいます。

第1号では、大学において衛生工学または水道工学を履修することにより、必要とする技術上の実務経験年数を短縮できる規定につきまして、この講義を履修したことにより実務経験を1年短縮する必要性に乏しいことから削除を行い、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を1年6月以上に改めるものでございます。

第2号では、同じく大学において、機械工学科や電気工学科においても必要な基礎工学を履修することに加え、水道施設における機械、電気等の設備についての知識、経験等を生かすことができることから、機械工学科もしくは電気工学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改めるものです。

第3号では、短期大学等について字句を整理し、技術上の実務に従事した経験年数を2年6月に改め、新たな第4号では、短期大学等につきましても、機械科もしくは電気科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えるものです。

第4号を第5号とし、高等学校等についても字句を整理し、技術上の実務経験に準じた経験年数を3年6月に改め、次のページ、6ページを御覧ください。

新たな第6号では、高等学校等につきましても機械科もしくは電気科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えるものです。

第5号を第7号とし、技術上の実務に従事した経験年数を5年に改め、第6号を第8号とし、同じく技術上の実務に従事した経験年数を1年6月に改め、字句を整理するものです。

続きまして、第7号を第9号とし、字句の整理を行い、第8号を第10号とし、技術上の実務に従事した経験年数を6月に改め、新たな第11号では、水道工事には土木工事の形態が多いことから、一定の水道工事の実務経験を積むことにより土木施工管理に係る1級技術検定に合格

した者で、1年6月以上技術上の実務に従事した経験を有するものを加え、最後に第9号を第12号に改めるものです。

続きまして、第4条では、水道技術管理者の資格要件を定めるものです。

水道技術管理者とは、安全・安心な水道水を供給するため、水質や施設の基準適合などの検査を行う者をいいます。

第1号を前条大学、短期大学校等または高等学校等の学校において、土木工学科もしくは土木科等の課程を修めた後、大学を卒業した者については1年6月以上、短期大学校等を卒業した者については2年6月以上、高等学校等を卒業した者については3年6月以上の技術上の実務に従事した経験を有する者に改めるものでございます。

第2号において字句の整理を行い、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上の技術上の実務に従事した経験を有する者に改めるものです。

第3号では、技術上の実務に従事した経験年数を5年に改め、第4号では、字句の整理を行い、次の8ページを御覧ください。同じく大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上の技術上の実務に従事した経験を有する者に改めるものです。

第5号では、字句の整理を行い、新たな第7号では、技術士法の規定による試験のうち、上下水道部門に合格した者で、6月以上技術上の実務に従事した経験を有する者、第8号では、土木施工管理に係る1級の検定に合格した者で、1年6月以上技術上の実務に従事した経験を有するものを加え、最後に第7号を第9号に改めるものでございます。

議案書3ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第65号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第67号 町道路線の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、資料の町道路線認定調書を御覧ください。

路線番号2122、路線名、宮代122号線でございます。

起点は、垂井町宮代字四辻2838番1地先、終点は、同2846番1地先。

道路延長は88メートル、幅員は3.1メートルから4.3メートルの道路でございます。

東海道新幹線北側沿いの道路でございますが、現況としましては舗装及び側溝が施工されており、起点側、町道宮代13号線から終点側、町道宮代103号線につながる道路として既に皆様に通行人でいただいている道路であることから、町道として管理するため、今回路線認定をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,278万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,833万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の12ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございます。

当初予算におきましてお認めをいただいております移住者及び定住者の住宅新築等に係る補助金等につきまして、補助金の申請件数の増加に伴い、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、移住定住促進住宅支援補助金で500万円を、地域振興商品券発行補助金で10万円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

項4選挙費、目5県知事選挙費でございます。

当初予算におきまして、投票所の入場券等の郵送料として役務費、通信運搬費で141万2,000円をお認めをいただいておりますが、10月1日からの郵便料金値上げに伴いまして予算不足が生じる見込みとなりましたので、37万4,000円の増額をお願いをするものでございます。

財源は、全額県支出金を見込んでおります。

款3民生費、項1社会福祉費、目4福祉医療費でございます。

感染症の流行などにより、福祉医療費助成事業に係ります経費に不足が生じる見込みとなりましたので、役務費の福祉医療審査支払手数料で98万3,000円を、扶助費の福祉医療費助成費で3,500万円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

財源の一部につきまして、県支出金が交付をされる見込みでございます。

目10介護福祉費でございます。

介護保険特別会計における保険給付費等の増額に伴う町の負担分として、介護保険特別会計繰出金で137万5,000円の増額をお願いをするものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

扶助費では、養育医療費助成事業におきまして申請者の増加に伴い、予算不足が生じる見込みとなりましたので42万円を、障害児施設給付費等給付事業において児童発達支援事業などの支給増に伴い、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、3,500万円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

財源として、事業費の2分の1相当につきまして国庫支出金が、4分の1相当につきまして県支出金が交付をされる見込みでございます。

また、令和５年度子ども・子育て支援交付金などについて、国支出金あるいは県支出金の額が確定をし、既に交付を受けている額が超過となり、返還が生じることになりましたので、償還金、利子及び割引料で86万9,000円の増額をお願いをするものでございます。

目７留守家庭児童教室費でございます。

当初予算において、留守家庭児童教室児童へのおやつ購入費用として需用費、賄材料費で340万円をお認めをいただいておりますが、入室児童の増加に伴い、予算不足が生じる見込みとなりましたので、23万円の増額をお願いをいたすものでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目６保健センター費でございます。

６月議会定例会などにおきましてお認めをいただきました新型コロナウイルスワクチン接種健康被害医療手当等負担金の財源といたしまして、国庫支出金が交付をされますことから、185万7,000円を国庫支出金で財源更正をいたし、また保健センターの健康増進事業に関しまして、御寄附をいただきましたので、寄附金におきまして70万2,000円の財源更正をそれぞれお願いをいたすものでございます。

款６農林水産業費、項１農業費、目７農地費でございます。

当初予算及び９月議会定例会におきまして、町単土地改良事業補助金として総額1,550万円をお認めをいただいておりますが、台風10号の被害を受けました農業用施設の災害復旧に伴い、補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で418万6,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

目８農業構造改善費でございます。

当初予算及び６月議会定例会におきまして、高性能農業機械導入補助金として総額2,052万7,000円をお認めをいただいておりますが、今般、農事組合法人１組織について県事業の採択を受けましたことから、負担金、補助及び交付金で105万5,000円の増額をお願いをするものでございます。

財源は、全額県支出金を見込んでおります。

款８土木費、項２道路橋りょう費、目３道路新設改良費でございます。

道路工事２事業に係ります経費といたしまして、工事請負費では200万円を、公有財産購入費では4,900万円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

項３河川費、目２河川維持費でございます。

工事請負費では、河川工事１事業に係ります経費として130万円を、負担金、補助及び交付金では、当初予算並びに９月議会定例会におきまして排水路整備事業等補助金として総額100万円をお認めをいただいておりますが、申請件数増加に伴いまして、負担金、補助及び交付金で100万円の増額をお願いをいたすものでございます。

款９消防費、項１消防費、目４災害対策費でございます。

当初予算にて、自主防災組織防災資機材購入費補助金として80万円をお認めをいただいておりますが、申請件数の増に伴いまして、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、

補助及び交付金で40万円の増額をお願いをいたすものでございます。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。

学校の個別支援教育講師の人件費に対しまして、県の支出金が交付をされますことから、20万9,000円を財源更正をお願いをいたすものでございます。

続きまして、項5社会教育費、目4文化財保護費でございます。

当初予算におきまして、文化財保存修理事業補助金57万5,000円をお認めをいただいておりますが、今般、国登録文化財であります南宮大社の斎館の照明LED化改修工事のため、補助金の申請がございましたので、当該工事に係ります費用の4割を町にて補助をするため、負担金、補助及び交付金で200万円の増額をお願いをいたすものでございます。

目6文化会館費でございます。

今後、文化会館で行います中学校の部活動の地域移行を見据えまして、吹奏楽部の活動を支援するため500万円の御寄附をいただきました。楽器購入費といたしまして、備品購入費で500万円の増額をお願いをいたすものでございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2農業用施設災害復旧費でございます。

台風10号の被害を受けました宮代地内農業用排水路の災害復旧を行うため、工事請負費で599万9,000円の増額をお願いをするものでございます。

財源は、事業費の97.9%相当につきまして県支出金が交付をされる見込みでございます。

項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費でございます。

こちら、台風10号の被害を受けました大石川護岸の災害復旧のため、工事請負費で1,299万9,000円の増額をお願いをするものでございます。

財源は、事業費の3分の2相当につきまして国庫支出金が交付をされる見込みでございます。

款12公債費、項1公債費でございます。

平成25年度に借入れをしました臨時財政対策債の償還元金及び償還利子につきまして、借入れ後10年経過をし、利率の見直しが行われました。利率が下がりましたので、利子分の償還額が減り、元金分の償還額が増えるということになります。

そのため、目1元金につきましては、12万8,000円の増額を、また目2利子につきましては、令和5年度に新規借入れを行いました事業の利子額の確定と合わせまして、163万2,000円の減額をそれぞれお願いをいたすものでございます。

続きまして、歳入でございます。

8ページをお開きください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。

目2民生費国庫負担金で母子保健衛生費（養育医療費）国庫負担金21万円を、障害児施設給付費等国庫負担金1,750万円を、目3衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金として185万7,000円を、目10災害復旧費国庫負担金では、公共土木施設災害復旧国庫負担金といたしまして857万9,000円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでござい

ます。

款15県支出金、項1 県負担金につきましては、目2 民生費県負担金で障害者自立支援給付費等県負担金として875万円を、母子保健衛生費（養育医療費）県負担金として10万5,000円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

項2 県補助金につきましては、目2 民生費県補助金で福祉医療費助成事業補助金として1,025万8,000円を、福祉医療費助成事業事務費補助金で25万円を、目5 農林水産業費県補助金では、元気な農業産地構造改革支援事業補助金で105万5,000円を、目9 教育費県補助金では、学校内教育支援センター整備促進事業費補助金として20万9,000円を、目10災害復旧費県補助金では、農地・農業用施設災害復旧事業補助金として587万3,000円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

項3 委託金でございますが、目1 総務費委託金で県知事選挙委託金として37万4,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

款17寄附金、項1 寄附金でございます。

目4 衛生費寄附金では、保健センターの健康増進事業に対しまして御寄附をいただきましたので、保健衛生費寄附金として70万2,000円を、目10教育費寄附金では、今後文化会館で行います中学校部活動の地域移行を見通し、吹奏楽の活動を支援するための御寄附をいただきましたので、教育費寄附金といたしまして500万円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

款19繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては、収支の均衡を図るため、5,514万8,000円の増額をお願いをするものでございます。

款20諸収入、項5 雑入、目5 過年度収入につきましては、令和5年度子どものための教育・保育給付交付金等につきまして精算を行いましたところ、追加交付がございましたので、過年度国庫支出金では71万4,000円を、過年度県支出金では20万2,000円をそれぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

款21町債、項1 町債、目7 土木債につきましては、歳出予算で計上いたしました道路事業の財源とするため、地方道路整備事業で4,600万円の増額をお願いをいたすものでございます。

議案書にお戻りをいただきまして、第2条でございます。

繰越明許費でございます。

3ページ、第2表をお目通しください。3ページ、第2表でございます。

款10教育費、項5 社会教育費、事業名は文化会館吹奏楽用備品購入事業でございます。

こちらは寄附金を財源といたしまして、楽器の購入を行うものでございますが、本年度内での完了が見込めないことから、500万円を令和7年度、翌年度に繰り越して実施をするをお願いをするものでございます。

続きまして、議案書は第3条の債務負担行為の補正でございます。

4ページの第3表のほうを御確認をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

梅谷地区工場用地開発に伴い、今年度、令和6年度から来年度、令和7年度にかけまして、地質調査業務を実施をするため、債務負担行為を追加をいたすものでございます。

限度額は1,080万円でございます。

議案書は第4条の地方債の補正でございます。

地方債の変更は第4表、地方債補正によるものでございます。

5ページをお目通しください。

地方債の変更につきましては、歳出予算で計上をいたしました道路・舗装・路側改良事業の財源とするため、4,600万円を増額をし、補正後限度額を1億9,730万円といたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

18ページには、地方債の明細書を添付をさせていただいております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解を賜りますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、保険給付費におきまして予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億41万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページを御覧ください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防居宅サービス給付費負担金でございます。

要支援者が訪問介護など介護予防居宅サービスの利用に対し給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから、1,100万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費に対する国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ予算計上をしております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。

こちらは、国の負担分として給付費の20%相当分、220万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。

こちらは、市町村の保険料基準額の格差調整のため交付されるもので、給付費の3%相当分、33万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。

こちらは、第2号被保険者の保険料について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%相当分、297万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。

こちらは、県の負担分として給付費の12.5%相当分、137万5,000円の増額をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

款9 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。

こちらは、町の負担分として給付費の12.5%相当分、137万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため、275万円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第63号から議第67号まで並びに議第74号から議第75号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第4	議第68号	小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について
	議第69号	小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について
	議第70号	中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について
	議第71号	小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について
	議第72号	中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について
	議第73号	小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第68号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてから議第73号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてまでの6議案を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第68号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてから議第73号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてまでの6議案につきまして、一括にて提案理由を御説明申し上げます。

本件は、小・中学校の教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、本来でしたら議決を賜りました後に契約を締結すべきところでございますが、議決を得なかったことが判明いたしましたことから、追認の議決を賜りたく、上程をさせていただくものでございます。

議第68号につきましては、平成27年度に取得した小学校用について。

議第69号につきましては、平成28年度に取得した小学校用について。

議第70号につきましては、平成28年度に取得した中学校用について。

議第71号につきましては、令和2年度に取得した小学校用について。

議第72号につきましては、令和3年度に取得した中学校用について。

議第73号につきましては、令和6年度に取得いたしました小学校用について、それぞれ追認の議決をお願いいたしますものでございます。

いずれも契約方法につきましては、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

今回の事態を真摯に受け止め、今後再発防止に万全を期してまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、教育次長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、議第68号から議第73号まで、教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についての6議案につきまして、一括して演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず、議第68号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてでございます。

取得しました財産は、平成27年度小学校教師用の指導書等で、取得の金額は2,659万3,141円。

取得の目的は、小学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書等を更新することにより、教師の指導力の確保を図るものでございます。

契約の方法は、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

次に、議第69号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてでございます。

取得しました財産は、平成28年度小学校教師用の指導書等で、取得の金額は898万3,198円。

取得の目的は、小学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書等を更新することにより、教師の指導力の確保を図るものでございます。

契約の方法は、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

次に、議第70号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてでございます。

取得しました財産は、平成28年度中学校教師用の指導書等で、取得の金額は1,528万7,238円。

取得の目的は、中学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書等を更新することにより、教師の指導力の確保を図るものでございます。

契約の方法は、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

次に、議第71号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてでございます。

取得しました財産は、令和2年度小学校教師用の指導書等で、取得の金額は2,349万2,068円。

取得の目的は、小学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書等を更新することにより、教師の指導力の確保を図るものでございます。

契約の方法は、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

次に、議第72号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてでございます。

取得しました財産は、令和3年度中学校教師用の指導書等で、取得の金額は1,164万9,941円。

取得の目的は、中学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書等を更新することにより、教師の指導力の確保を図るものでございます。

契約の方法は、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

次に、議第73号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてでございます。

取得しました財産は、令和6年度小学校教師用の指導書等で、取得の金額は2,389万9,743円。

取得の目的は、小学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書等を更新することにより、教師の指導力の確保を図るものでございます。

契約の方法は、随意契約。

取得の相手方は、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂でございます。

本6議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議会の追認議決をお願いするものでございます。

以上、6議案につきましの補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

討論及び採決は個々に行います。

最初に、議第68号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

次に、議第69号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第70号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第72号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 小学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時14分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 藤 埴 理

